悪臭の規制基準について

1 工場その他の事業場(以下単に「事業場」という。)における事業活動に伴って発生する 特定悪臭物質を含む気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地 表における規制基準

項	特定悪臭物質の種類	許容限度			
垻		A地域	B地域	C地域	
1	アンモニア	1	2	5	
2	メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	
3	硫化水素	0.02	0.06	0. 2	
4	硫化メチル	0.01	0.05	0. 2	
5	二硫化メチル	0.009	0.03	0. 1	
6	トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	
7	アセトアルデヒド	0.05	0. 1	0. 5	
8	プロピオンアルデヒド	0.05	0. 1	0.5	
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08	
10	イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0. 2	
11	ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05	
12	イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01	
13	イソブタノール	0. 9	4	2 0	
14	酢酸エチル	3	7	2 0	
15	メチルイソブチルケトン	1	3	6	
16	トルエン	1 0	3 0	6 0	
17	スチレン	0.4	0.8	2	
18	キシレン	1	2	5	
19	プロピオン酸	0.03	0.07	0. 2	
20	ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006	
21	ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004	
22	イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01	

備考 1 「A地域」、「B地域」及び「C地域」とは、それぞれ悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第3条の規定に基づき指定した地域をいう。

² この表の許容限度の値は、特定悪臭物質の含有率が100万分の1である場合を1として表示したものである。

2 事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準排出口における許容限度は、次の式により算出した特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとの流量とする。

$$q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$$

この式は、補正された排出口の高さが五メートル未満となる場合については、適用しない。

この式において、q、 C_m 及び H_e は、それぞれ次の値を表すものとする。

q:流量(温度摂氏零度、圧力一気圧の状態)[単位:Nm³/h]

 $C_m: -\mathcal{O}$ 表の許容限度値[単位:ppm]

H。: 次の式により算出し、補正された排出口の高さ(有効煙突高さ)[単位:m]

$$H_e = H_0 + 0.65(H_m + H_t)$$

$$\mathbf{H}_m = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left(2.30 \log J + \frac{1}{I} - 1\right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

これらの式において、 H_0 、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。

H₀:排出口の実高さ[単位:m]

Q:温度 15 度における排出ガスの流量[単位: m^3/s]

V:排出ガスの排出速度[単位:m/s]

T:排出ガスの温度[単位:K]

3 事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質(次の表に掲げる物質に限る。)を 含む水で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における規制基準

T.E.	特定悪臭物質	事業場から敷地外に排出さ	許容限度		
項	の種類	れる排出水の量	A地域	B地域	C地域
1	メチルメルカ	0.001立方メートル毎	0.03	0.06	0. 2
	プタン	秒以下の場合			
		0.001立方メートル毎	0.007	0.01	0.03
		秒を超え、0.1立方メー			
		トル毎秒以下の場合			
		0.1立方メートル毎秒を	0.002	0.003	0.007
		超える場合			
2	硫化水素	0.001立方メートル毎	0. 1	0.3	1
		秒以下の場合			
		0.001立方メートル毎	0.02	0.07	0. 2
		秒を超え、0.1立方メー			
		トル毎秒以下の場合			
		0.1立方メートル毎秒を	0.005	0.02	0.05
		超える場合			
3	硫化メチル	0.001立方メートル毎	0.3	2	6
		秒以下の場合			
		0.001立方メートル毎	0.07	0.3	1
		秒を超え、0.1立方メー			
		トル毎秒以下の場合			
		0.1立方メートル毎秒を	0.01	0.07	0.3
		超える場合			
4	二硫化メチル	0.001立方メートル毎	0.6	2	6
		秒以下の場合			
		0.001立方メートル毎	0. 1	0.4	1
		秒を超え、0.1立方メー			
		トル毎秒以下の場合			
		0.1立方メートル毎秒を	0.03	0.09	0.3
		超える場合			

備考 この表の許容限度の値は、1 リットルにつきミリグラムを単位として表示したものである。

1の表の備考1は、この表について準用する。